

# 令和8年度市民税・県民税申告の手引き

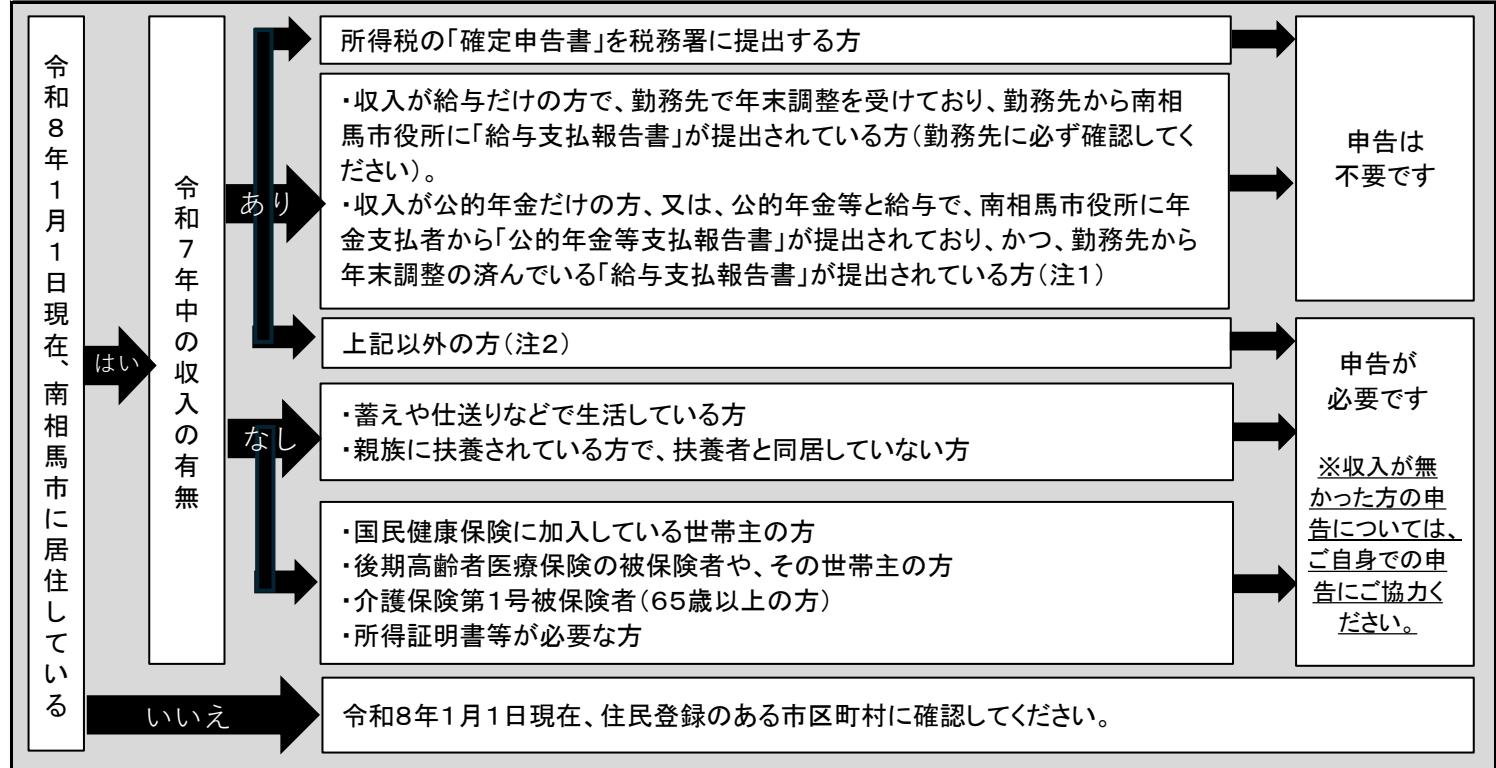
市民税・県民税申告は令和8年1月1日現在、住民登録のある市区町村に提出します。この申告は、市民税・県民税を算定する基礎となるほか、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定や、所得証明書の資料になる重要な手続きです。申告が必要となる方は、提出期限の3月16日(月)までに必ず提出してください。

## 【ご自宅から24時間申告できます】

電子申告は、自宅にいながら申告が完了できる、入力ミスや計算間違いを自動でチェックしてくれるなど、多くのメリットがあります。所得税(国税)や個人市・県民税(地方税)の申告は、便利で簡単な電子申告をおすすめします。

また、個人市民税・県民税の申告について、郵送でも提出できます。詳細は裏面の下欄をご覧ください。

## ◎申告の要・不要は、このフロー図で判断してください。



注1 公的年金の源泉徴収票に記載の扶養対象者などに変更のある方や、源泉徴収票に記載のない社会保険料などの控除を受けたい方は、申告が必要です。

注2 下記①②の方は、所得税の確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告が必要となる場合があります。

①給与等のすべてについて所得税が源泉徴収されている給与所得者で、

(ア)1か所から給与を受けていて、年末調整済みの給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の方

(イ)2か所以上から給与を受けていて、年末調整済みの給与所得及び退職所得以外に、所得や従たる給与の収入があり、その合計額が20万円以下の方

※(ア)(イ)とも、年末調整した場合はその控除額に変更のない方

②公的年金等収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下の方。

## ◇市民税・県民税の電子申告について

令和8年度の市民税・県民税申告から、スマートフォンまたはパソコンを用い、マイナンバーカードを利用した電子申告(オンライン申告)が可能となりました。これにより、申告書を紙で提出する必要がなく、インターネットを通じてご自宅から24時間簡単に申告できます。(注3)

なお、電子申告を行う際には、マイナンバーカードに設定された「券面事項入力補助用パスワード」(数字4桁)及び「署名用電子証明書パスワード」(英数字6~16桁)の入力が必要となります。

また、申告受付完了等のご連絡を受信するメールアドレスが必要です。

電子申告の詳細は、右のQRコードから市ホームページをご確認ください。

注3:パソコンで電子申告を行う場合は、マイナンバーカードの読み取りに対応したICカードリーダーが必要です。

スマートフォンで電子申告を行う場合は、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンが必要です。

※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



# 市民税・県民税申告相談会・所得税確定申告書作成会日程

## 市が開設する申告相談会会場

期間	場所	受付方法
2月5日(木)～2月24日(火) ※平日のみ開催	原町生涯学習センター 「サンライフ南相馬」【集会室】	※申告相談会での受付には事前予約が必要となります。事前予約がない場合、当日、会場へお越しいただいても受付できませんので、ご注意ください。
2月26日(木)～3月3日(火) ※平日のみ開催	小高生涯学習センター 「浮舟文化会館」【ホール】	詳細は別紙の「市民税・県民税申告会場事前予約の手引き」をご確認ください。
3月5日(木)～3月13日(金) ※平日のみ開催 ※3月13日(金)は午前のみ	鹿島農村環境改善センター 「万葉ふれあいセンター」【大会議室】	※上記の会場では、所得税の確定申告書作成も行います。ただし、青色申告、亡くなった方の準確定申告、所得控除の雑損控除や税額控除の住宅借入金特別控除(初年度)がある方の確定申告、土地、建物、株式等の譲渡所得、分離課税分の配当所得、山林所得、消費税、過年分などの確定申告の相談は受付できません。該当される方は、相馬税務署が開設する確定申告書作成会場をご利用ください。

※上記の会場では、所得税の確定申告書作成も行います。ただし、青色申告、亡くなった方の準確定申告、所得控除の雑損控除や税額控除の住宅借入金特別控除(初年度)がある方の確定申告、土地、建物、株式等の譲渡所得、分離課税分の配当所得、山林所得、消費税、過年分などの確定申告の相談は受付できません。該当される方は、相馬税務署が開設する確定申告書作成会場をご利用ください。

※申告相談会を開催している間は、市役所税務課と各区市民総合サービス課での申告相談はできません。

※2月25日(水)・3月4日(水)は会場移設作業のため、申告相談や申告書の提出はできません。

※自署した確定申告書は受付できません。相馬税務署宛に郵送または以下の確定申告書作成会場に提出してください。

※令和8年1月1日時点で南相馬市に住民登録がある方のみ相談可能です。

※感染症等の影響により中止となる場合があります。その場合の代替日は設けませんので、予めご了承ください。

## 相馬税務署が開設する確定申告書作成会場

期間	場所	受付時間
2月16日(月)～3月16日(月) ※平日のみ開催 電話 0244-36-3111(相馬税務署)	相馬市振興ビル(JR 相馬駅南側) (住所:相馬市中村字塚ノ町65-16)	午前9時～午後4時

### 持参する資料等

- 郵送された市民税・県民税申告書 ※申告書は令和7年12月26日発送予定(前年分申告者等に対し郵送します)(申告書は、申告相談会会場に用意していますので、無くても受付可能です。なお、南相馬市のホームページからもダウンロードできます。)
- 給与・公的年金等の源泉徴収票や給与明細など、令和7年中の収入が分かる書類
- 営業・農業・不動産所得があった方は、収支計算書や帳簿類(収入や経費がわかる書類)を事前に集計してください。
- 令和7年中に支払った生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費控除の明細書
- 令和7年中に支払った国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料や国民年金保険料などの領収書や市が発行する社会保険料控除対象額のお知らせ
- 寄附金控除を受ける方は、寄附先が発行する寄附金受領証明書
- 障害者控除を受ける方は、障害者手帳や福祉事務所が発行する障害者控除対象者認定書
- 東京電力(株)から就労不能保障や営業・農業・不動産所得の減収分に対する賠償金の支払いを受けている場合は、その明細書又は賠償金額がわかる書類
- マイナンバーカード又は通知カード(通知カードの場合は身分を証明するもの。例:運転免許証、健康保険の資格確認書など)※配偶者控除等や扶養親族、事業専従者の申告をする場合、該当者のマイナンバーを確認できるものも持参ください。
- 「確定申告のお知らせ」はがきまたは封書(税務署から送付された方のみ)

### 市民税・県民税申告書は郵送でも提出できます(添付忘れ・記入忘れにご注意ください)

添付する資料や書き方は下記のとおりです。

給与・公的年金収入のあった方	源泉徴収票のコピーを添付してください。
営業・農業・不動産収入のあった方	「収支内訳書」を作成し、同封してください。
各種控除の申告をされる方 <u>(添付が必要)</u>	社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費、寄附金、雑損、障害者控除を受けるための証明書、領収書、障害者手帳のコピーを添付してください。 ※ 添付がない場合は適用できません
障害者控除・配偶者控除・扶養控除等の申告をされる方 <u>(記入が必要)</u>	市民税・県民税申告書の表面の左側の⑯～㉓、16歳未満の扶養親族欄に、氏名等の事項を記入してください ※ 記入がない場合は適用できません
収入のなかった方	申告書裏面の「6 収入のなかった方の記入欄」の該当する項目を記入し提出してください。

※添付する資料がある場合は、のり付けせずに同封してください。

給与所得・公的年金等の雑所得



各所得控除等



※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。